

長野農業振興地域整備計画 総合見直しについて

1

1 長野農業振興地域整備計画の概要

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに農業の振興を図るため必要な事項を定めたもの。

基本指針（国）及び基本方針（県）に基づき市町村が計画を策定する。

長野農業地域整備計画（H27.12～）

整備計画書

+

農用地区域図

2 見直しの背景

- 平成27年12月の前回見直しから10年以上経過し、この間に国・県及び市において新たな施策が展開
- 遊休荒廃農地の増加や公共事業等による農地活用に伴う農振農用地区域の減少

3 長野農業振興地域整備計画 総合見直しの経緯

2

- R4.7.25 市長から総合見直しについて諮問
- R5.2.13 農用地区域図の見直し作業の報告
スケジュール案
長野農業振興地域整備計画書(たたき台)を審議
- R5.7.18 スケジュール変更
長野農業振興地域整備計画書(素案)を審議
- R6.7.18 <委員改選>
スケジュール変更
長野農業振興地域整備計画書(素案)を報告

■当初スケジュール

令和4年7月	諮問
令和6年度当初	答申
令和6年度中	法定手続き (県協議・公告・縦覧等)
令和7年4月	計画策定



■変更後スケジュール

令和4年7月	諮問
<u>令和8年5月</u>	<u>答申</u>
<u>令和8年度</u>	<u>法定手続き</u> (県協議・公告・縦覧等)
<u>令和9年3月</u>	<u>計画策定(予定)</u>

農用地区域図

参考資料

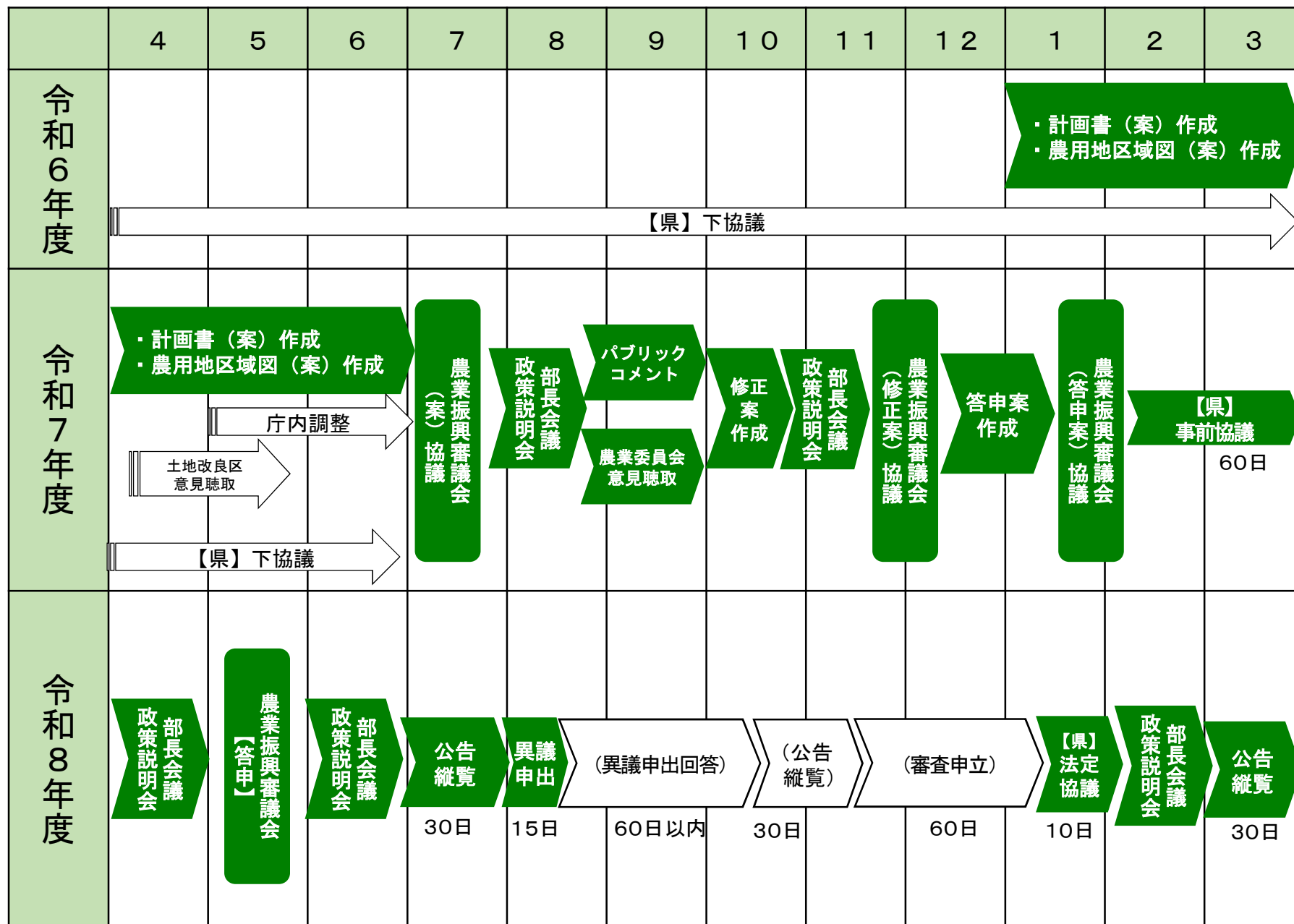
(除外する筆の検討作業)

- ① 市が法定不適当地や非農地決定された農地を除外し、県へ協議
- ② 県が適切に除外されているか1筆ごと審査⇒多くの時間を要する



4 変更後スケジュール

4



整備計画書P4

2 見直しの背景

農業をとりまく状況

農業者の高齢化・人口減少に伴う遊休荒廃化

市の施策の動き

➤ 第二期長野市農業振興アクションプラン

- ①多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進 と
 - ②地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進
- の2つの重点施策を掲げ40 の具体的な取組を実施

➤ 地域計画

将来の農地利用の姿を明確化するために市町村と地域が協議を重ねて策定

国の施策の動き

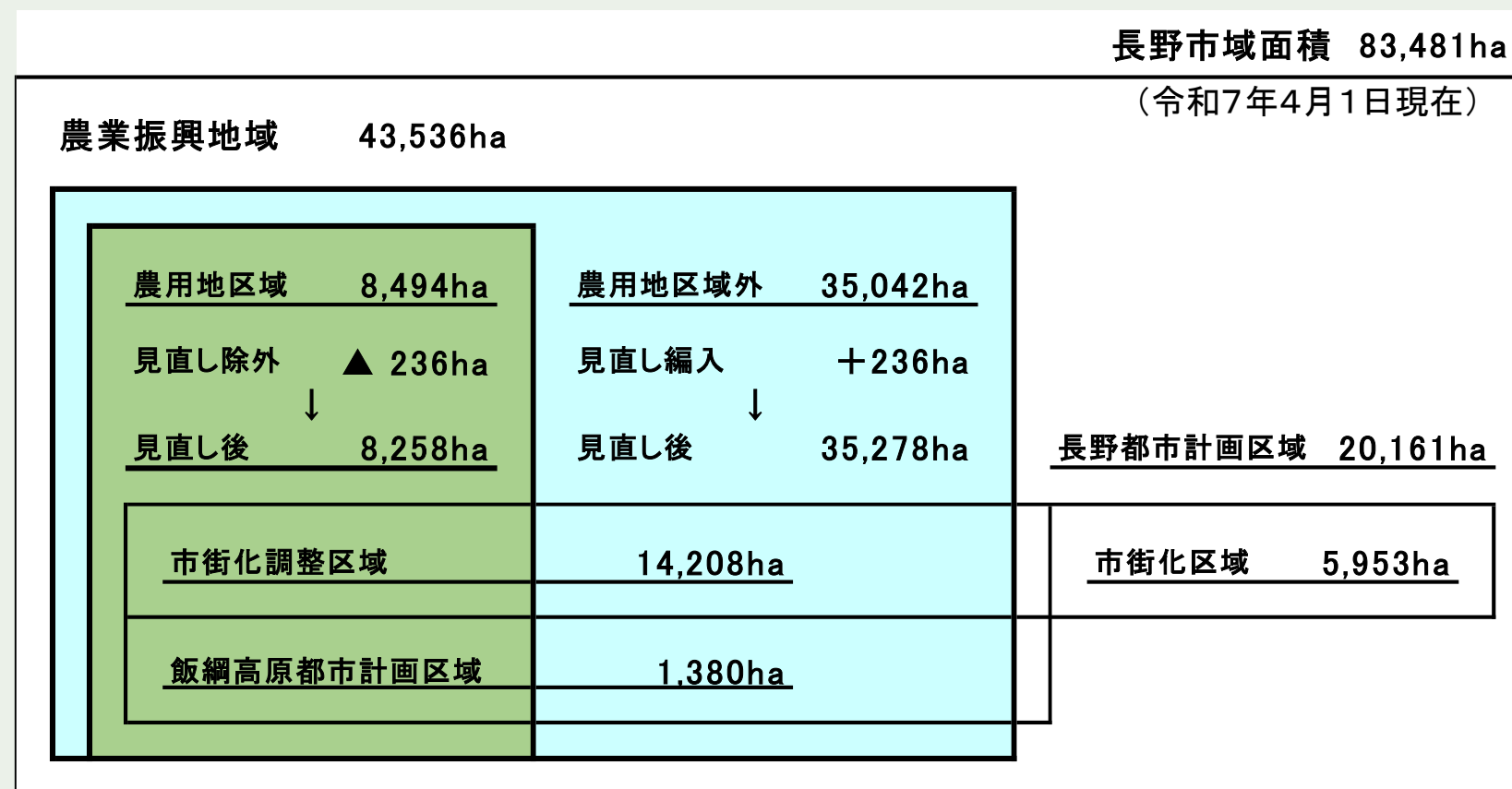
「食料・農業・農村基本法」の一部改正

食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等が目的

整備計画書P6

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向 (1)土地利用の方向



(参考)

単位：ha

H27.12月 (前回見直し時点)	H27.12月以降 の除外総面積	R7.4.1現在	総合見直し 除外面積	総合見直し 除外後面積
8,513	19	8,494	236	8,258

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向 (1)土地利用の方向

単位 : ha

地 域	自然山林	非農地	孤立農地	法定不適當	総 計
北 部	6	31	2	1	40
西 部	12	148	1	2	163
南 部	1	6	0	1	8
南 東 部	1	5	0	1	7
市街地及び 周辺平坦部	1	6	0	11	18
合 計	21	196	3	16	236

北 部 地 域 : 浅川、芋井、戸隠、鬼無里

西 部 地 域 : 小田切、七二会、信更、大岡、信州新町、中条

南 部 地 域 : 篠ノ井、川中島、更北

南東部地域 : 松代、若穂

市街地及び周辺平坦部地域 : 第一、第二、芹田、古牧、古里、柳原、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、豊野

自然山林 : 山林原野化している農地のうち農業上の利用確保が困難な土地 (航空写真による確認)

非 農 地 : 農業委員会において非農地決定された土地 (H23～R3年度利用状況調査)

孤立農地 : 上記の自然山林・非農地を除外することによって集団的に存在する農用地から孤立する農地、
集落区域内などに介在する農地

法定不適當 : 道路、河川など農用地等とすることが不適当な土地

(道路 15ha、鉄道施設 0.3ha、水道施設 0.2ha、電気施設区域 0.1ha)

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向 (2) 農業上の土地利用の方向

単位: ha

区分	農用地			採草放牧地			農業用施設用地			合計		
地域	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
北 部	1,569	1,569	0	204	204	0	3	3	0	1,776	1,776	0
西 部	2,250	2,250	0	57	57	0	7	7	0	2,314	2,314	0
南 部	1,489	1,469	20	0	0	0	22	22	0	1,511	1,491	20
南東部	1,494	1,474	20	11	11	0	8	8	0	1,513	1,493	20
市街地及び 周辺平坦部	1,113	1,074	39	23	23	0	7	7	0	1,143	1,104	39
合 計	7,915	7,836	79	295	295	0	48	48	0	8,258	8,179	79

将来の用途別面積

次の要素を反映して推計

- これまでのすう勢が今後も継続した場合の農地面積の減少
- 本市の各土地利用計画

整備計画書P11

第2 農業生産基盤の整備開発計画

- 2 農業生産基盤整備開発計画
畑かん施設改修(豊野)等6箇所を整備開発計画を記載

整備計画書P12～13

第3 農用地等の保全計画

- 2 農用地等の保全整備計画
排水機場改修(長沼)等4箇所の保全整備計画を記載
- 3 農用地等保全のための活動
農地の持続的な保全や環境調和型の農業の実現を目指す環境にやさしい農業の推進を追記

整備計画書P14

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1)農用地等の流動化

- 「農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となって農地の流動化や利用集積事業を進めてまいりましたが、さらに市内全域に農地流動化協力員を配置することにより、事業の推進を図っています。」と農業委員等の役割の記載を充実化
- 「農家相談会」に関する事項を追記
- 「人・農地プラン」に代わる「地域計画」の内容を追記
- 農業への企業等の参入支援を追記

整備計画書P15

第5 農業近代化施設の整備計画

2 農業近代化施設の整備の方向

スマート農業に関する記載(ロボット、AI、IoT等先端技術を活用したスマート化)を追記

整備計画書P16～18

第6 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備計画

- 1 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備
農業研修センターの概要として、主な研修(講座)内容等を記載
- 2 農業を担うべき者のための支援の活動
 - (1)新規就農の促進
新規就農支援としてサポートチーム、新規就農者育成総合対策事業、親元就農者支援制度、農業体験受入事業を追記
 - (2)多様な担い手の育成
スマート農業の推進、農福連携の促進を追記
 - (4)農業・農村に対する理解の促進
農作業体験を通じた都市部住民との交流事業、市内小中学校における米や野菜、果樹など地域の特色を生かした農業体験学習を記載

整備計画書P19

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
コロナ禍でのテレワークの普及に伴う「半農半X」など近年の農業への関わり方の多様化の状況を追記

7 市民意見等の募集(パブリックコメント)等の実施

(1)パブリックコメント

- 募集期間 令和7年9月8日(月) から 10月3日(金) まで
- 計画(案)の閲覧場所
農業政策課、行政資料コーナー(市役所1階)、各支所、市ホームページ
※詳細図面については、農業政策課のみで閲覧

(2)関係機関からの意見聴取

- 農業委員会 令和7年9月
 - ・地区調査会(北部・西部・中部・南部・東部)
 - ・総会
- 農業協同組合 令和7年9月
- 土地改良区 令和7年5月 除外候補地について次の要件を確認済み
 - ・農地の保全・利用上必要な施設の有する機能に支障がない
 - ・国の直轄又は補助による土地改良事業の実施中又は8年を経過した土地でない